

財政健全化法に基づく 健全化判断比率等の状況 (令和6年度決算) 福島県伊達郡桑折町			健全化判断比率	実質赤字比率	— %	実質公債費比率					
				連結実質赤字比率	— %						
				実質公債費比率	8.8 %						
				将来負担比率	— %						
実質赤字比率											
区 分						決算額					
実質赤字額	繰上充用額	①	0								
	支払繰延額	②	0								
	事業繰越額	③	0								
標準財政規模						④	3,907,891				
実質赤字比率 ①+(②+③)／④						— %					
連結実質赤字比率					資金不足比率						
区 分						決算額					
実質収支						491,738		比率は、 資金の不足額/ 事業の規模× 100 により算出			
	一般会計等					255,613					
	一般会計 (1)					255,613					
公営企業会計以外の特別会計						236,125					
	国民健康保険特別会計(事業勘定)					(2) 56,575					
	後期高齢者医療特別会計					(3) 178,314					
	介護保険特別会計(保険事業勘定)					(4) 1,236					
資金の不足額(負数)又は剰余額(正数)						787,492		※資金の不足額 がないため「—」			
	法適用企業					787,492					
	水道事業会計					(5) 726,167					
	公共下水道事業特別会計					(6) 61,325					
連結実質赤字額 (1)~(6)の計 A						0		(水道)事業の規模			
※連結実質赤字額は、赤字の場合は正数、黒字の場合は0と表示						310,427					
標準財政規模 B						3,907,891		(下水道)事業の規模			
連結実質赤字比率 A／B×100						— %		64,715			
規模の内訳	標準税収入額等					1,874,721					
	普通交付税額					2,021,109					
	臨時財政対策債発行可能額					12,061					
1 決算額の単位は、全て千円。											
2 早期健全化基準及び財政再生基準(各比率連記)											
・実質赤字比率 15.00% — 20.00%											
・連結実質赤字比率 20.00% — 30.00%											
・実質公債費比率 25.0% — 35.0%											
・将来負担比率 350.0% — なし											
3 公営企業の資金不足比率に係る経営健全化基準 20.0%											
※2, 3 は財政健全化法施行令に基づく基準											
総務省HPより抜粋											
https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index3.html											

実質公債費比率								
区 分								
分	公債費充当一般財源等額(繰上償還額・満期一括償還地方債の元金分は除く)	ア	450,387	464,029	420,986			
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金(年度割)相当額等	イ	0	0	0			
	公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金	ウ	160,920	160,065	132,007			
	一部事務組合等の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金	エ	81,756	82,281	78,509			
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	オ	0	0	0			
	一時借入金の利子	カ	0	0	0			
	災害復旧費等に係るもの	キ	260,626	268,418	252,154			
	事業費補正により算入された公債費	ク	84,029	87,903	98,609			
	密度補正により算入された元利償還金及び準元利償還金	ケ	21,058	19,807	17,973			
	(地方債の元利償還額を基礎としたものに限る)							
	(ア〜カの計)−(キ〜ケの計)…実質的な公債費 C					327,350 330,247 262,766		
分母	標準財政規模	コ	3,766,122	3,815,845	3,907,891			
	キ〜ケの計	サ	365,713	376,128	368,736			
	コーサ	D	3,400,409	3,439,717	3,539,155			
単年度実質公債費比率 C／D×100			9.62678%	9.60099%	7.42454%			
実質公債費比率(3カ年平均)			8.8%					
将来負担比率								
区 分								
分	将来負担額	一般会計等の地方債年度末現在高	a	4,085,151				
		債務負担行為に基づく支出予定額	b	50,361				
		公営企業債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	c	1,051,759				
		一部事務組合等の起こした地方債の元金償還に対する一般会計等負担金見込額	d	522,455				
		退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	e	449,387				
		設立法人の負債等に対する一般会計負担見込額	f	0				
		連結実質赤字額	g	0				
		組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額	h	0				
		子	充当可能財源等	充当可能基金年度末現在高	i	3,203,320		
				特定の歳入見込額	j	218,801		
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	k			3,650,832				
将来負担額(a〜hの計)−充当可能財源等(i〜kの計)…実質的な将来負担額			E	▲ 913,840				
分母	基準財政需要額	標準財政規模	l	3,907,891				
		災害復旧費等に係るもの	m	252,154				
		事業費補正により算入された公債費	n	98,609				
		密度補正により算入された元利償還金及び準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎としたものに限る)	o	17,973				
標準財政規模(l)−基準財政需要額算入公債費等(m〜oの計)			F	3,539,155				
将来負担比率 E／F×100								
令和6年度実質公債費比率及び将来負担比率の主な項目の内訳								
ウ	水道事業 663	b	堰向工業団地売却損失補償 47,269	d	公立藤田病院組合 281,679			
	下水道事業 131,344		土地改良施設維持管理適正化事業拠出金 3,092		伊達地方衛生処理組合 10,131			
エ	公立藤田病院組合 40,704	c	水道事業 7,315	j	伊達地方消防組合 230,635			
	伊達地方衛生処理組合 2,195		下水道事業 1,044,444		災害公営住宅家賃対策事業補助金 179,425			
	伊達地方消防組合 35,610				災害援護貸付金償還金 4,690			
					公営住宅使用料 34,686			

財政健全化法に基づく桑折町の健全化判断比率等について (令和6年度決算)

実質赤字比率 令和6年度 なし (早期健全化基準15.00%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計等の実質赤字額が占める割合。
- ・赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示します。
- ・桑折町の令和6年度決算においては赤字が発生しなかったため、この比率には該当しませんでした。

連結実質赤字比率 令和6年度 なし (早期健全化基準20.00%)

- ・指標化の考え方は実質赤字比率と同じです。異なる点は、公営企業会計を含む全ての特別会計の赤字・黒字も合算(連結)して、桑折町全体としての赤字の程度を指標化する点です。
- ・令和6年度決算においては実質赤字比率同様、連結による赤字が発生しなかったため、この比率には該当しませんでした。
- ・また、単独での赤字会計もありませんでした。

実質公債費比率 【8.8%】(対前年度 -0.6%) (早期健全化基準25.0%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計が負担する借入金返済額やこれに準じる支出額が占める割合の3カ年平均値。
- ・一般会計が直接借り入れたものだけでなく、公営事業会計や一部事務組合の借入金返済に係る負担も含まれます。
- ・町として年間どの程度を借金の返済に充てているかを指標化したもので、一般会計の資金繰りの悪化の度合いを示します。
- ・令和6年度の比率は、令和4年度～令和6年度の3カ年度の平均をとったものになります。
- ・当町の実質公債費比率は、令和4年3月本県沖地震に係る災害復旧費の減により分子である元利償還金が減少し、単年度実質公債費比率は低下し、3カ年度の平均としても0.6ポイント減少しました。

将来負担比率 【なし】(対前年度 皆減) (早期健全化基準350.0%)

- ・標準財政規模に対して、一般会計が将来負担する借入金返済額や、実質的に将来支払っていく可能性のある負担額の決算年度末における残高が占める割合。
- ・公営事業会計、一部事務組合、地方公社や損失補償をしている出資法人などに対する実質的な負担を含めた一般会計の将来負担見込額から、基金など地方債の償還などに充てることができる財源(充当可能財源)を控除したものが、標準的な年間収入の何年分に相当するのかを指標化したもので、地方債償還などの負担が将来の町財政を圧迫する可能性の度合いを示します。
- ・当町の将来負担比率は、地方債の償還が着実に進展したことにより地方債残高が減少し、さらに公債費に充当可能な基金残高が増加したことで、皆減となりました。

★桑折町の令和6年度決算における各比率の対象となる会計等区分一覧

一般会計等			一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計			国民健康保険特別会計(事業会計)		資金不足比率	※公営企業会計 ごとに算定	公債費に係る負担がないため 本町では比率の対象外	
			後期高齢者医療特別会計					
			介護保険特別会計(保険事業勘定)					
公営企業会計	法適	水道事業会計						
		下水道事業会計						
	法非適							
一部事務組合等	公立藤田病院組合							
	伊達地方衛生処理組合							
	伊達地方消防組合							
	福島地方水道用水供給企業団							
	福島県市町村総合事務組合							
	福島県後期高齢者医療広域連合							
	福島県伊達郡国見町桑折町有北山組合							
地方公社	福島地方土地開発公社							
第三セクター	—							